

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-98号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
機 関	職		機 関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 行財政改 革監 部長 局長 参 与 広報監 副危機管 理監 国際企画監 <u>デ</u> <u>ジタル改革監</u> 副部長 副局長 次長 都市局 長 技監 政策統括監 <u>男女平等・共同参画統括</u> <u>監</u> 政策監 課長 室 長（韓国室長、ロシア室 長及び中国室長を除く。） センター長 企画主幹 （人事に関する事務を行 うものに限る。） 国際企 画主幹 法務管理監 情 報主幹 課長補佐 室 長補佐 センター長補佐 総務係長（主管課に置か れるものに限る。） 総務 班の副参事（人事に関す る事務を行うものに限 る。） (略) <u>(総務部財政課関係)</u> (略) <u>(総務部人事課関係)</u> (略) <u>(総務部行政改革課関</u> <u>係)</u> (略) <u>(総務部法務文書課関</u>		知事部局	危機管理監 行財政改 革監 部長 局長 参 与 広報監 副危機管 理監 国際企画監 <u>情</u> <u>報企画監</u> 副部長 副 局長 次長 都市局長 技監 政策統括監 政 策監 課長 室長（韓国 室長、ロシア室長及び中 国室長を除く。） センタ ー長 企画主幹（人事に 関する事務を行うものに 限る。） 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 セ ンター長補佐 総務係長 （主管課に置かれるもの に限る。） 総務班の副参 事（人事に関する事務を 行うものに限る。） (略) <u>(総務管理部財政課関</u> <u>係)</u> (略) <u>(総務管理部人事課関</u> <u>係)</u> (略) <u>(総務管理部行政改革</u> <u>課関係)</u> (略) <u>(総務管理部法務文書</u>

		係) (略) (総務部管財課関係) (略)
	(略)	
	教育委員会 事務局	(略) (高等学校教育課関係) 参事 <u>審査調整・奨学金</u> <u>係長</u> 管理係長 企画 振興係長 管理主事 <u>審</u> <u>査調整・奨学金係</u> の職員 団体に関する事務を行う 主査、主任及び主事
	(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 <u>地域振興監</u> 副部 長 副所長 センター長 (県民サービスセンター 長を除く。) 次長 農 林事務所長 維持管理 事務所長 分所長 農 林事務所次長 維持管 理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 業務課長(港湾 事務所(新潟地域振興局 新潟港湾事務所東港分 所を除く。))並びに村上、 <u>三条、魚沼、十日町、柏</u> <u>崎、糸魚川及び佐渡の各</u> <u>地域振興局地域整備部</u> に置かれるものに限る。) <u>港湾空港業務課長</u> 総 務係長(企画振興部に置 かれるものに限る。)
	(略)	
	消防学校	校長 教頭 総務課長
	(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 能力開発支援 課長(庶務に関する事務 を行うものに限る。)
	近代美術館	館長 副館長
	近代美術館 万代島美術 館	万代島美術館長
	歴史博物館	館長 副館長
	(略)	

		課関係) (略) (総務管理部管財課関 係) (略)
	(略)	
	教育委員会 事務局	(略) (高等学校教育課関係) 参事 <u>審査調整係長</u> 管 理係長 企画振興係長 管理主事 <u>審査調整係</u> の職員団体に関する事務 を行う主査、主任及び主 事
	(略)	
本庁以 外の機 関	地域振興局	局長 部長 所長 医 監 副部長 副所長 セ ンター長(県民サービス センター長を除く。) 次 長 農林事務所長 維持 管理事務所長 分所長 農林事務所次長 維持 管理事務所次長 総務課 長 庶務課長 総務福 祉課長 <u>企画調整課長</u> (庶務に関する事務を行 うものに限る。) 業務課 長(港湾事務所(新潟地 域振興局新潟港湾事務 所東港分所を除く。))及 び佐渡地域振興局地域 整備部に置かれるもの に限る。) 総務係長(津川 地区振興事務所に置か れるものを除く。)
	(略)	
	消防学校	校長 教頭 総務課長
	歴史博物館	館長 副館長
	(略)	
	職業能力開 発校	校長 副校長 総務課長 庶務課長 能力開発支援 課長(庶務に関する事務 を行うものに限る。)
	(略)	

少年自然の家	所長 次長
(略)	
備考 (略)	

少年自然の家	所長 次長
近代美術館	館長 副館長
近代美術館 万代島美術館	万代島美術館長
(略)	
備考 (略)	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。